



新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった
労働者に対し、有給(賃金全額支給)の
休暇を取得させた事業主は助成金の対象となります！

有休年次休暇使用

この制度の給付の振り替え対象

有給休暇を取得した対象労働者に
支払った賃金相当額

欠勤未払い

事後的に特別休暇に振り替えることで対象

×

10/10

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の

日額換算賃金額

(日額上限9,000円~13,500円/特例地域[※]15,000円)

※緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域

× 有給休暇の日数

で算出した合計額を支給

- 1 ガイドラインなどに基づき、**臨時休業**などをした小学校など(保育所等も含む)に通う子ども
- 2 新型コロナウイルスに**感染した子ども**など、小学校などを休む必要がある子ども

休暇取得期間	日額上限額	申請期限
令和3年11月1日~12月31日	13,500円	令和4年2月28日 必着
令和4年1月1日~3月31日	令和4年1月~2月/11,000円 令和4年3月/9,000円	令和4年5月31日 必着

対象となる有給の休暇の範囲

- 授業日、放課後児童クラブなど本来施設が利用可能な日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日は対象(日曜日や春休みなどは対象外)
- 半日単位の休暇、時間単位の休暇は対象(勤務時間短縮は対象外)
- 就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象
- 年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱いは対象

申請期限が短くなっておりまして
お急ぎください

対象となる保護者

- 親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母など)であって、子どもを現に監護する者が対象。
- 各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含む。

日本社会保険労務士法人

お気軽に
お問合せ下さい

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-32-1大塚S&Sビル

助成金直通 ☎ 03-5539-5238

